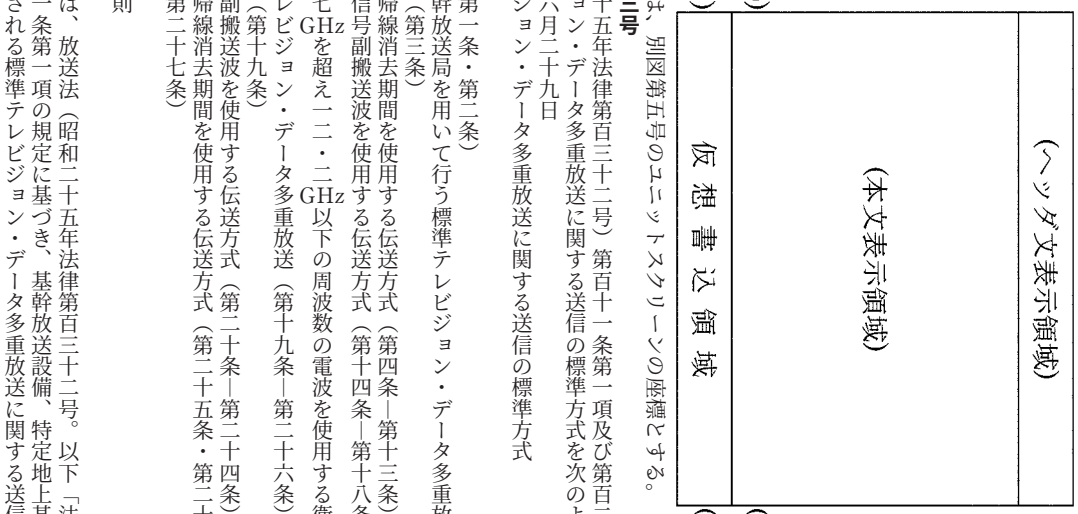
別図第七号（第11条第３項関係）



注　図中の座標は、別図第五号のユニットスクリーンの座標とする。

○総務省令第九十三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送（第三条―第十八条）
　第一節　通則（第三条）
　第二節　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式（第四条―第十三条）
　第三節　音声信号副搬送波を使用する伝送方式（第十四条―第十八条）
第三章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送（第十九条―第二十六条）
　第一節　通則（第十九条）
　第二節　多重副搬送波を使用する伝送方式（第二十条―第二十四条）
　第三節　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式（第二十五条・第二十六条）
第四章　雑則（第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

第二章　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送

第一節　通則

（適用の範囲）

第三条　この章の規定は、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送に適用があるものとする。

第二節　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式

（適用の範囲）

第四条　この節の規定は、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送に適用があるものとする。

（周波数帯幅等）

第五条　標準テレビジョン・データ多重放送に使用する周波数帯幅は、六MHzとする。

2　データ信号搬送波の周波数は、周波数帯幅の下限より一、二五〇kHz高い周波数とする。

（変調）

第六条　データ信号搬送波の変調の型式は、振幅変調とする。

2　データ信号により振幅変調された電波の輻射電力は、データ信号が「0」レベルから「1」レベルに変化するとき減少するものとする。

（同期信号）

第七条　同期信号は、垂直同期パルス、水平同期パルス及び等化パルスから成るものとし、別表第一号に示すとおりとする。

2　水平同期パルスの周波数は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第八条第二項に規定する色信号副搬送波の周波数の四五五分の二とする。

3　垂直同期パルスの周波数は、水平同期パルスの周波数の五二五分の二とする。

（データ信号）

第八条　データ信号の形式は、二値NRZパルスとする。

2　データ信号の単一パルスのスペクトルは、別表第二号に示すとおりとする。

3　データ信号の振幅の定常値は、標準テレビジョン放送の映像信号のペデスタルレベルを〇パーセント、白レベルを一〇〇パーセントとしたとき、「0」レベルが〇パーセント、「1」レベルが七〇パーセントとなるものとする。

4　クロック周波数は、水平同期パルスの周波数の三六四倍とする。

（データラインの重畳位置）

第九条　データラインは、別表第一号に示す垂直帰線消去期間における第一〇Hから第一三Hまで、第二七三Hから第二七五Hまで又は第二七六Hの水平走査期間に重畳するものとする。

2　水平走査期間に重畳するデータラインの位置は、別表第三号に示すとおりとする。

（データラインの構成等）

第十条　データラインの構成は、別表第四号に示すとおりとする。

2　一のデータラインにおけるデータの容量は、二九六ビットとする。

3　データブロックのデータの形式は、可変データフォーマットとする。

4　データパケットの誤りの訂正は、データパケットごとに、多数決論理回路による復号が可能な［二七二、一九〇］短縮化差集合巡回符号方式のチェック符号を用いて行うものとする。

（同期符号）

第十一条　ビット同期符号及びバイト同期符号は、標準テレビジョン放送の映像信号が連続している間は、三六四Tcの整数倍の時間間隔で送出するものとする。

（データ信号の構成）

第十二条　データ信号の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（スクランブル）

第十三条　有料放送を行う場合であって、データ信号にスクランブル（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。以下同じ。）を行う場合にあってはスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。